

集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則

制定	昭和36年	岐阜県公安委員会規則第4号
改正	平成2年	岐阜県公安委員会規則第5号
改正	平成12年	岐阜県公安委員会規則第12号
改正	平成17年	岐阜県公安委員会規則第9号
改正	平成28年	岐阜県公安委員会規則第3号
改正	令和3年	岐阜県公安委員会規則第14号
改正	令和5年	岐阜県公安委員会規則第10号

(総則)

第1条 この規則は、集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例（昭和36年8月岐阜県条例第24号。以下「条例」という。）第3条第1項第8号及び第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(許可の例外)

第2条 条例第3条第1項第8号の規定により公安委員会の定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1) 街頭録音、映写会その他これらに類するもので、示威を伴わないもの

(2) 国会報告その他これに類する街頭演説会で、示威を伴わないもの

(許可申請書の様式)

第3条 条例第4条の規定による許可申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(時間の起算)

第4条 条例第4条に規定する許可申請の時間は、許可申請書が警察署長に提出された時から起算する。

(書面の様式)

第5条 条例第6条第1項の規定による書面は、次の各号に掲げる様式によるものとする。

(1) 許可をした場合 別記第2号様式

(2) 条件を付して許可をした場合 別記第3号様式

(3) 許可をしない場合 別記第4号様式

(書面の交付)

第6条 条例第6条第1項の規定による書面の交付は、当該許可申請書を受理した警察署長を経由して行なうものとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 行進又は示威運動に関する条例施行規則（昭和35年11月岐阜県公安委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成2年7月31日公安委員会規則第5号）

1 この規則は、平成2年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている修了証書、認定書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成12年12月26日公安委員会規則第12号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日公安委員会規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月29日公安委員会規則第14号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日公安委員会規則第10号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

主催者

集会・集団行進・集団示威運動許可申請書  
みだしのことについて次のとおり開催したいので、許可を申請します。

1 開始年月日時	年 月 日 午 前 時 分 後
2 終了年月日時	年 月 日 午 前 時 分 後
(集会及び行進の時間)	(集会) 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 (行進) 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後 後 後
3 実施場所（行進を伴うものについて、進路及びその略図）	
4 主催者の住所、氏名及び年齢（団体が主催しようとするときは、その団体の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該集会若しくは集団行進又は集団示威運動を総括して主宰する者の住所、氏名及び年齢）	
5 連絡責任者の住所及び氏名	
6 参加予定人員数（2以上の参加予定団体があるときは、その団体別内訳）及び車馬の概数	
7 集会若しくは集団行進又は集団示威運動の名称	
8 集会若しくは集団行進又は集団示威運動の目的	

第2号様式（第5条関係）

岐阜県公安委員会指令第 号

主催者住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のあった  
集 会  
集 団 行 進 は、集 会 及 び 集 団 行 進 並 び に 集 団 示 威  
集 団 示 威 運 動  
運 動 に 関 す る 条 例 第 3 条 の 規 定 に よ り 許 可 し ま す。

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

第3号様式（第5条関係）

岐阜県公安委員会指令第 号

主催者住所

氏名

様

年 月 日付 け で 申 請 の あ つ た  
集 会  
集 団 行 進 は、集 会 及 び 集 団 行 進 並 び に 集 団 示 威  
集 団 示 威 運 動

運 動 に 関 す る 条 例 第 3 条 の 規 定 に よ り 許 可 し ま す。

た だ し、同 条 例 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 下 記 の と お り 条 件 を 付 し  
ま す。

こ の 処 分 に つ い て 不 服 が あ る と き は、当 公 安 委 員 会 に 対 し、こ の 処  
分 書 交 付 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 か 月 以 内 に 審 査 請 求 を す る こ と が  
で き ま す。

ま た、こ の 処 分 に つ い て 不 服 が あ る と き は、上 記 の 審 査 請 求 の ほ か、  
行 政 事 件 訴 訟 法（昭 和 3 7 年 法 律 第 1 3 9 号）の 規 定 に よ り、こ の 処  
分 書 交 付 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 か 月 以 内 に、岐 阜 県（訴 訟 に お い  
て 岐 阜 県 を 代 表 す る 者 は 当 公 安 委 員 会 で す。）を 被 告 と し て、こ の 処  
分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き ま す。た だ し、上 記 の 審 査 請  
求 を し た 場 合 に は、処 分 の 取 消 し の 訴 え は、審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 の  
送 達 を 受 け た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 か 月 以 内 に 提 起 し な け れ ば な ら  
な い こ と と さ れ て い ま す。

年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会 印

記

第4号様式（第5条関係）

岐阜県公安委員会指令第 号

主催者住所

氏名 様

年 月 日付 け で 申 請 の あ つ た

集 会

集 団 行 進 は、集 会 及 び 集 団 行 進 並 び に 集 団 示 威  
集 団 示 威 運 動

運 動 に 関 す る 条 例 第 3 条 の 規 定 に よ り 許 可 し ま せ ン。

こ の 処 分 に つ い て 不 服 が あ る と き は、当 公 安 委 員 会 に 対 し、こ の 処  
分 書 交 付 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 か 月 以 内 に 審 査 請 求 を す る こ と が  
で き ま す。

ま た、こ の 処 分 に つ い て 不 服 が あ る と き は、上 記 の 審 査 請 求 の ほ か、  
行 政 事 件 訴 訟 法（昭 和 3 7 年 法 律 第 1 3 9 号）の 規 定 に よ り、こ の 処  
分 書 交 付 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 か 月 以 内 に、岐 阜 県（訴 訟 に お い  
て 岐 阜 県 を 代 表 す る 者 は 当 公 安 委 員 会 で す。）を 被 告 と し て、こ の 処  
分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き ま す。た だ し、上 記 の 審 査 請  
求 を し た 場 合 に は、処 分 の 取 消 し の 訴 え は、審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 の  
送 達 を 受 け た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 か 月 以 内 に 提 起 し な け れ ば な ら  
な い こ と と さ れ て い ま す。

年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会 印

理 由